

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ-1	Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 2 中期目標の期間を超える債務負担 3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<b>Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項</b> <b>1 施設及び設備に関する計画</b> 該当なし。 <b>2 中期目標の期間を超える債務負担</b> 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 <b>3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途</b> 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 11 条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。	<b>Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項</b> <b>1 施設及び設備に関する計画</b> 該当なし。 <b>2 中期目標の期間を超える債務負担</b> 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 <b>3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途</b> 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 11 条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：—	

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	VII その他業務運営に関する重要な事項 4 内部統制の適切な運用 5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 (2) 情報セキュリティの確保 (3) 個人情報の保護 6 人事に関する計画 (1) 方針 (2) 人材育成 (3) 人件費管理の適正化 (4) ダイバーシティの推進		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>VI その他業務運営に関する重要な事項</b> <b>1. 内部統制の適切な運用</b> コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の一層の充実・強化を図ること。	<b>4 内部統制の適切な運用</b> 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	<b>4 内部統制の適切な運用</b> 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制会議等において、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 また、業務実施の障害となる要因として識別したリスクに適切に対応するため、機構内におけるリスクコミュニケーションの活性化等により、リスク管理の実効性向上を図る。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。 ・国民が利用しやすい形での情報提供、適切な情報セキュリティ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等により、業務運営に関する透明性の確保等が図られているか。	<主要な業務実績> 業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等により、以下のとおり実施した。 ・機構の重要な意思決定については、全役員で構成される理事会で審議を行った。 ・「内部統制会議」を新たに開催し、役員間で一元的に内部統制に関する議論を行った。 ・業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。 ・「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向上及び普及啓発等を実施した。 ・理事長を委員長とするコンプライ	<評定と根拠>VII-4、5-(1)(2)(3)、6-(1)(2)(3)(4) 評定：B 業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通しての実態の検証・確認、必要な見直し等を行うことにより、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保した。 コンプライアンス研修等を実施することにより、コンプライアンスに係る役職員の意識向上及び周知徹底等を図った。	

<p><b>2. 業務運営の透明性の確保等</b></p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。</p> <p>さらに、機構が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な対応を行うこと。</p> <p><b>3. 人事に関する計画</b></p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業にお</p>	<p><b>5 業務運営の透明性の確保等</b></p> <p><b>(1) 業務運営の透明性の確保</b></p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p> <p><b>(2) 情報セキュリティの確保</b></p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p>	<p>コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p> <p><b>5 業務運営の透明性の確保等</b></p> <p><b>(1) 業務運営の透明性の確保</b></p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するとともに、事業報告書等の各種報告書の内容を充実させるなど、より国民が利用しやすい形で情報提供する。</p> <p><b>(2) 情報セキュリティの確保</b></p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、増加が予想される外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの更なる維持・向上を図る。</p>		<p>アンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講する方針に基づき、受講履歴を管理の上、実施した。</li> <li>・コンプライアンス講演会について、内部通報制度に知見を有する弁護士を講師に招き開催した。</li> <li>・イントラネットを活用した研修を実施した。</li> </ul> <p>財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。</p> <p>機構ホームページの適切な管理に加え、掲載コンテンツについては、適切なタイミングで更新し、鮮度の高い情報を積極的に発信し、国民にタイムリーかつ分かりやすい情報提供に努めた。</p> <p>内閣サイバーセキュリティセンターによるサイバーセキュリティ協議会との連携により、国及び関係機関との脅威情報の共有を進めるとともに、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策として、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを継続して適切に推進した。</p> <p>また、役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上については、階層別研修（新規採用職員・新任管理職・新任3～5級職員に対する研修）及び中途採用職員研修、全役職員向け研修、IT担当者向け研修等に加え、標的型攻撃メール訓練や情報セキュリティ対策の自己点検等を実施した。</p>	<p>財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供し、利用者が最新の情報を利用しやすい形で提供したことにより、透明性の向上に寄与した。</p> <p>国及び関係機関と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対して外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを実施し、適切なセキュリティ対策を継続して推進した。</p> <p>また、階層別研修等に加え、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ対策の自己点検等を適切に実施するとともに、毎月役職員等に対し、情報セキュリティ通信の発信を行うことで、役職員等の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図った。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>ける政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努めること。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行うこと。</p>	<p><b>(3) 個人情報の保護</b> 個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度実施し、適切な管理の徹底を図る。</p>	<p><b>(3) 個人情報の保護</b> 個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を実施し、適切な管理の徹底を図る。</p>		<p>更に、毎月役職員等に対し、情報セキュリティ通信を発信し、情報セキュリティに係る啓発を行った。</p> <p>個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、イントラネットを活用した研修に加え、職員が3年に1度は受講する方針に基づき研修を実施するなど、適切な管理の徹底を図った。</p>	<p>個人情報の保護について、法令に基づく適切な対応や各種研修を実施し、適切な管理の徹底を図った。</p>
<p>また、社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させることや、都市再生、賃貸住宅に係る業務、東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継することに加え、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流等による人材育成を実施すること。</p> <p>人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行う。</p> <p>多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。</p>	<p><b>6 人事に関する計画</b> <b>(1) 方針</b> 人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p><b>(2) 人材育成</b> 社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT(職場内研修)・OffJT(職場外研修)及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政</p>	<p><b>6 人事に関する計画</b> <b>(1) 方針</b> 人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p><b>(2) 人材育成</b> 社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT(職場内研修)・OffJT(職場外研修)及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、デジタル人材を含め高度な専門性を有する人材の確保・育成及び国、地</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の的確な推進に必要な人員を確保し、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図っているか。</li> <li>・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。</li> <li>・給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とするとともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。</li> <li>・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備したか。</li> </ul>	<p>人員数については、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援業務の進捗状況及び各事業における必要性を踏まえ、業務上、経営上の目標達成のために必要な人員を適正な規模で配置した。</p> <p>機構の第4期中期目標期間に定める人材育成の方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力等機構の業務に求められる能力・専門性の向上を目的として、令和4年度において、211件、延べ11,649人に研修を実施した。これらの研修の約6割は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、オンライン形式や録画配信形式、TV会議システム等を交えて実施した。</p> <p>管理職を対象に、部下職員をマネジメントする能力を向上させることを目的として、令和3年度に引き続き部下職員マネジメント研修及びテレワーク時におけるマネジメント研</p>	<p>人員数については、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置し、業務運営の効率化に寄与した。</p> <p>人材育成については、コロナ禍にあってもオンライン化を積極的に進めること等により職員の感染予防に留意しつつ、管理職層のマネジメント力強化の研修等必要な研修を行うことにより、質・量ともにコロナ禍前の水準の維持に努めた。</p> <p>自己啓発支援については、社外での学びも積極的に推進することで、職員の自己啓発への意識を高めた。</p>

	<p>法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p><b>(3) 人件費管理の適正化</b>          独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第50条の10の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、法人の業績を反映した給与のあり方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p><b>(4) ダイバーシティの推進</b>          多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。</p>	<p>方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p><b>(3) 人件費管理の適正化</b>          独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第50条の10の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、令和元年度に導入した業績連動型賞与制度を適切に活用することで、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p><b>(4) ダイバーシティの推進</b>          多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、育児や介護と両立しながら働き続けることのできる環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、時間と場所に捉われない多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する電子機器等の導入・活用及び職場環境の整備を進める。</p>		<p>修を実施した。</p> <p>また、外部研修機関が提供している公開型研修プログラムから、職員が希望する講座（数時間～1日）を受講できる仕組みを引き続き活用するとともに、管理職層向けの自己啓発メニューの一部を若手職員も対象とするなどの拡充を図った。</p> <p>さらに、DX推進に寄与するデジタルリテラシー向上のため、関連資格取得の奨励・支援を実施した。</p> <p>技術力の承継に関しては、技術系職員に対して「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に承継できるよう、また、総合力と専門力の知識をバランスよく、体系的に習得できるよう努めた。</p> <p>さらには、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国や地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を引き続き実施した。特別手当について、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に、当該実績を手当に反映させることができる仕組みを適切に活用した。</p> <p>女性の活躍推進については、平成31年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」（平成31年4月1日～令和6年3月31日）における目標（女性の管理職等の人数（平成30年度末39人）を期間内に倍増させる）達成に向け、令和4年度末時点で女性管理職等の人数を65人とするとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働き方改革の一環として進めている働く時間と場所の柔軟化については、テレワーク時におけるコミュニケーション等に関する各種研</p>	<p>人件費管理の適正化については、法人の業績を特別手当に反映させる仕組みを適切に活用することにより、職員の意欲向上とともに優秀な人材の確保と定着に寄与した。</p> <p>女性の活躍推進については、「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」における女性管理職等の人数目標達成に向け、令和4年度末時点で女性管理職等の人数を更に増加させるとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働く時間と場所の柔軟化については、左記の措置を講じることによりワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するとともに、コロナ禍における職員の感染予防と業務継続との両立に寄与した。</p> <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った結果、2.79%</p>	
--	--	---	--	--	---	--

				<p>修及び啓蒙を実施することにより、これまでに整備してきた制度・ツールの定着化を図った。</p> <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った。</p>	<p>(令和4年6月1日時点)の雇用率となり、法定雇用率を達成した。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
無し						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	VII その他業務運営に関する重要な事項	7 保有資産の適切な管理・運用 8 環境及び都市景観への配慮 (1) 地球温暖化対策の推進 (2) 建設副産物のリサイクルの推進 (3) 環境物品等の調達 (4) 都市の自然環境の保全・創出 (5) 良好な都市景観の形成 9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 (1) 研究開発の実施 (2) 成果の社会還元	
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>4. 保有資産の適切な管理・運用</b> 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。	<b>7 保有資産の適切な管理・運用</b> 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	<b>7 保有資産の適切な管理・運用</b> 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、機構が保有する資産の適切な管理・運用を行ったか。 ・環境への負荷の低減に配慮しつつ、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進しているか。	<主要な業務実績> 市街地整備特別業務に係る「賃貸宅地資産の管理・運用方針」(令和元年8月策定)に基づき、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応及び経営管理等の観点を踏まえ、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備え資産圧縮を行うなど、適切に管理・運用を行った。	<評定と根拠>VII-7、8-(1)(2)(3)(4)(5)、9-(1)(2) 評定：B 機構が保有する資産については、適切に管理・運用を行った。	
				<b>5. 環境及び都市景観への配慮</b> 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。また、機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推		

進すること。	<p>全で快適なまちづくりを推進する。</p> <p><b>(1) 地球温暖化対策の推進</b></p> <p>「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>	<p>全で快適なまちづくりを推進する。</p> <p><b>(1) 地球温暖化対策の推進</b></p> <p>政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p> <p>また、政府の「2050年カーボンニュートラル」宣言及び「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)や「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方検討会」での結論を踏まえ、UR-eco Plan 2019の見直しを行い、UR賃貸住宅の省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギーの創出を促進するとともに、次期地球温暖化対策実行計画の検討を行う。</p>	<p>・集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。</p>	<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し、省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、令和4年度における二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として34,500トン削減した。</p> <p>また、顕著となった世界的な脱炭素化への動き、日本政府による2050年カーボンニュートラル宣言、「地球温暖化対策計画」の改訂・建築物省エネ法の改正等、国際的な潮流の変化や社会の動きを踏まえ、新たに講じることとした施策や環境配慮推進体制の見直し等を反映するため、UR-eco Plan 2019の一部見直しを実施した。</p> <p>なお、2022年版環境報告書においては、「気候変動により激甚化する災害への対応」というテーマで特集を組み、気候変動に対する適応策という視点から、事前防災や復旧・復興に係る普及活動等の事例を掲載した。また、外部アンケート結果をもとに、報告書内容の改善・充実を図り、より効果的な環境配慮に関する情報発信を行うための方策について検討した。</p> <p>さらに、2022年11月に行われた省エネルギー基準の見直しに対応するため、建替え住宅の断熱性能や一次エネルギー消費量の向上を目的とした設計基準を検討の上、改訂した。</p>	<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し、省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として34,500トンの削減を実現した。</p> <p>また、顕著となった世界的な脱炭素化への動きや日本政府による2050年カーボンニュートラル宣言、「地球温暖化対策計画」の改訂・建築物省エネ法の改正等、国際的な潮流の変化や社会の動きを踏まえ、新たに講じることとした施策や環境配慮推進体制の見直し等を反映するため、UR-eco Plan 2019の一部見直しを実施した。</p> <p>なお、2022年版環境報告書について、外部アンケートを実施したところ、約220件の回答中8割弱が評価できると回答し、企業イメージ向上に寄与した。</p>	
	<p><b>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</b></p> <p>循環型社会の形成に向けて、国の</p>	<p><b>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</b></p> <p>循環型社会の形成に向けて、国の</p>		<p>機構事業の建設工事において、建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等の施策として、工事発注時に</p>	<p>建設副産物のリサイクルは設定した目標を達成した。</p>	



	<p>「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年 9 月 1 日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。</p> <p>さらに、UR 賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>	<p>「建設リサイクル推進計画 2020」(令和 2 年 9 月 30 日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。</p> <p>さらに、UR 賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>		<p>建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載し、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成の上、建物内装材の分別解体等を実施した。その結果、令和 4 年度の建設副産物の再資源化・縮減率等は、下表のとおり、国の「建設リサイクル推進計画 2020」に準拠して設定した目標値を達成した。</p>	
	<p><b>(3) 環境物品等の調達</b></p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第 6 条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 13 年 2 月 2 日閣議決定)の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>	<p><b>(3) 環境物品等の調達</b></p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき行うこととし、令和 4 年度における特定調達品目等の調達の目標は、同法第 6 条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和 4 年 2 月 25 日閣議決定)の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>		<p>環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たした特定調達品目等のうち、公共工事を除く調達については 100% (機能・性能上の理由から調達できなかったものを除く) 調達し、また、公共工事では数値目標を設定した 15 品目について 100% 目標を達成した。</p>	<p>環境物品等の調達は設定した目標を達成した。</p>
	<p><b>(4) 都市の自然環境の保全・創出</b></p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑</p>	<p><b>(4) 都市の自然環境の保全・創出</b></p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑</p>		<p>都市の自然環境の保全について、既存樹木の利活用として、浜見平団地（神奈川県茅ヶ崎市）において、クロマツやケヤキを敷地内で移植・保存するなど、団地の記憶や歴史を</p>	<p>既存樹木の活用を 3 地区で実施し、地下水涵養を図る透水性舗装や浸透トレンチ等を 10 地区で実施するなどグリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出につ</p>

令和4年度における建設副産物の再資源化率等

対象品目		令和4年度	
		目標値	実績値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.9%
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.7%
建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上	99.7%
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	99.8%
建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下	2.76%
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上	98.4%
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	98.5%

注:集計対象は令和4年度に完了した契約金額500万円以上の工事

	<p>化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>	<p>化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>		<p>継承する環境を整備した。この他、泉北竹城台一丁（大阪府堺市）、城内地区（福岡県福岡市）でも同様に実施した。</p> <p>そのほか地下水涵養を図る透水性舗装や浸透トレンチ等をニューヴェル赤羽台（東京都北区）他9地区で実施し、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進した。</p>	<p>いても着実に推進した。</p>	
	<p><b>（５）良好な都市景観の形成</b> にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>	<p><b>（５）良好な都市景観の形成</b> にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、プレイスメイキングの視点も踏まえた居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>		<p>令和4年度における、良好な都市景観の形成に資する実績として、整備敷地の譲渡等を行った豊四季台団地（千葉県柏市）において、良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件として示した。また、事業地区において、従前の地域特性を継承しながら新たな景観を創出した点等が評価され、土木学会賞技術賞やグッドデザイン賞、全建賞等の賞を18件受賞した。</p>	<p>令和4年度における、良好な都市景観の形成に資する実績として、整備敷地の譲渡等を行った豊四季台団地（千葉県柏市）において、良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件として示した。また、事業地区において、従前の地域特性を継承しながら新たな景観を創出した点等が評価され、土木学会賞技術賞やグッドデザイン賞、全建賞等の賞を18件受賞した</p>	
<p><b>6. 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</b> 国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。</p>	<p><b>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</b> 国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>	<p><b>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</b> DXの推進を始めとする国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>				
	<p><b>（１）研究開発の実施</b> 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。 なお、急速なAI・IoT等技術革新やBIM・CIM推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施</p>	<p><b>（１）研究開発の実施</b> 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。 なお、AI・IoT、自動運転、Maas等の急速な技術革新やBIM・CIM及びスマートシティ推進</p>		<p>重点テーマとして掲げた、集合住宅ストックの維持・更新・再生や災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を67件実施した。（継続案件含む）このうち、急速なAI・IoT等技術革新や建設分野におけるBIM・CIM導入の推進、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施</p>	<p>研究開発については、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を実施した。</p>	

	<p>工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>	<p>への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究や実証実験等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>		<p>工上の安全性向上及び効率化等に資する技術に関する研究開発は 14 件である。(継続案件含む。)</p> <p>また、IoT や AI 等を活用して様々な生活関連サービスを提供するという発想のもと、東洋大学情報連携学部と共同研究に取り組んでいるところ。令和元年に発足した「Open Smart UR 研究会」には、UR と東洋大学情報連携学部だけでなく、民間企業 67 社が入会している。令和 4 年度は、旧赤羽台団地(東京都北区)の保存住棟において生活可能なモデル住戸を 4 戸整備し、プレス・一般企業・行政等を対象に公開をしたところ、70 社(延べ 338 人)が来場した。</p> <p>さらに、スマート技術活用に資する施策として、金沢シーサイドタウン並木一丁目第二(神奈川県横浜市)において、団地の屋外環境におけるピンポイント情報を LINE アプリで配信する実証実験を実施した。居住者 76 名に参加いただき、団地ピンポイントの情報を、LINE・Web アプリにより提供することについて、満足度やニーズが高く、団地における各種情報が個人のスマートフォンに発信されることを、お住まいの方が希望していることを確認した。また、Web ニュースに 16 件取り上げられるなど、機構のスマート技術活用の施策を広く PR した。</p>	<p>また、「Open Smart UR 研究会」については、民間企業 67 社に入会いただき、旧赤羽台団地(東京都北区)の保存住棟において生活可能なモデル住戸を 4 戸整備し、プレス・一般企業・行政等を対象に公開をしたところ、70 社(延べ 338 人)が来場した。</p> <p>さらに、スマート技術活用に資する施策として、金沢シーサイドタウン並木一丁目第二(神奈川県横浜市)において、団地の屋外情報を LINE アプリで配信する実証実験を実施し、居住者 76 名が参加した。Web ニュースに 16 件取り上げられた。また、居住者の方へのアンケート調査では約 9 割の方が満足との結果を得られた。</p>	
	<p><b>(2) 成果の社会還元</b></p> <p>蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>	<p><b>(2) 成果の社会還元</b></p> <p>蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動、団地初の登録有形文化財となった旧赤羽台団地の保存住棟等の活</p>		<p>蓄積した研究成果については、「URひと・まち・くらしシンポジウム」の開催や「住生活月間中央イベント」への出展等を通して広く社会へ発信するとともに、日本建築学会大会において「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項に関する論文</p>	<p>蓄積した研究成果については、「URひと・まち・くらしシンポジウム」の開催や「住生活月間中央イベント」への出展等を通して広く社会へ発表するとともに、日本建築学会大会での技術論文発表により建築に関する学術・技術・芸術分野の関係者等への情報発信に努めた。</p>	

		用、情報発信施設整備の推進等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。		<p>(18編)の発表により、建築に関する学術・技術・芸術等分野の関係者等へ情報発信を行った。</p> <p>また、団地初の登録有形文化財となった旧赤羽台団地の保存住棟については、一般社団法人日本建築学会の学術的監修の下、建物外壁を昭和37年竣工当時の色彩パターンに再現する改修工事を令和4年5月に完了するとともに、情報発信施設としての名称「URまちとくらしのミュージアム」と開館の時期(令和5年9月)を令和4年10月のURひと・まち・くらしシンポジウムで発表した。</p> <p>そのほか、集合住宅歴史館は、取材対応等により集合住宅の歴史や技術の普及に貢献した。(令和3年3月末で一般公開を終了している。)</p>	<p>以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>	
--	--	-------------------------------------	--	--	---	--

4. その他参考情報
無し